特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	枚方市 障害者自立支援給付·地域生活支援事業事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、障害者自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和5年10月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	障害者自立支援給付•地域生活支援事業事務
②事務の概要	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給及び地域生活支援事業を実施する。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ②特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給申請、支給決定 ③地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ④計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理、支給⑤療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給・高補装具費の支給申請の受理、支給決定 ⑦高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理、支給⑧・補装具費の支給申請の受理、支給認定の支給申請の受理、支給診付費の支給申請の受理、支給⑩指による給付との調整 ⑨自立支援医療費の申請受理、支給認定、支給認定の変更、支給認定の申請内容変更、支給認定の取消し、支給、審査及び支払 ⑩指定自立支援医療機関の選定 ⑪医療受給者証の交付、再交付、返還請求 ⑫障害支援区分の認定 ⑬地域生活支援事業に関する事務 ⑭①②③④⑤⑦の事務において、情報連携による公金受取口座情報の取得
③システムの名称	障害福祉システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)

2. 特定個人情報ファイル名

障害者自立支援給付関係ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号法別表第1の84の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の19の項(同条例施行規則第20条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の108、109、110の項					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の108、109、110の項 【提供】 ・同表の8、11、16、20、26、56の2、57、87、108、109、116の項					

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部福祉事務所障害企画課、障害支援課
②所属長の役職名	障害企画課長、障害支援課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 健康福祉部 福祉事務所 障害企画課 072-841-1152 障害支援課 072-841-1457

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	14年12月1日 時点				
2. 取扱者勢	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か			14年12月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	証書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価		直点項目評	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で 頁目評価書において、リス	ド全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じた	た入手を除く	(.)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	プシステムで	を通じた提供る]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・済	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監	i査
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I.5. ②所属長	川口 哲治	三谷 幸生	事後	
平成29年7月14日	Ⅱ.1.いつ時点の計数か	平成26年10月31日	平成29年6月1日	事後	
平成29年7月14日	Ⅱ. 2. いつ時点の計数か	平成26年10月31日	平成29年6月1日	事後	
平成29年7月14日	3. 個人番号の利用 法令上 の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一の84の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第60条	・番号法別表第1の84の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条)・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の19の項(同条例施行規則第20条)・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の108、109、110の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、55条の2、55条の3)	事後	
平成29年7月14日	4. 情報ネットワークシステム による情報連携②法令上の根拠	・情報照会 番号法 別表第二の108、109、110 の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第55条 ・情報提供 番号法 別表第二の16、26、56の 2、57、87、109、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第12条、第19条、第30 条、第31条、第44条	[照会] -番号法別表第2の108、109、110の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、55条の2、55条の3) [提供] -同表の8、11、16、20、26、56の2、57、87、108、109、116の項(同命令第7条、10条、12条、14条、19条、30条、31条、44条、55条、55条の2、55条の2、59条の2)	事前	
平成29年7月14日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 福祉部 障害福祉室	事後	
平成31年3月29日	I.5. ②所属長	障害福祉室課長 三谷 幸生	障害福祉室課長	事後	
平成31年3月29日	Ⅱ.1.いつ時点の計数か	平成29年6月1日	平成31年1月1日	事後	
平成31年3月29日	Ⅱ. 2. いつ時点の計数か	平成29年6月1日	平成31年1月1日	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ.リスク対策		1、提出する特定個人情報保護評価書の種類 [基礎項目評価書] 2、特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスク対策は十分か [十分である] 3、特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か [十分である] 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分かの対策は十分かの表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	給及び地域生活支援事業を実施する。 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理、変更の決定 ②特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、安給決定、変更申請の受理、変更の決定 ③地域相談支援的受型、支統決定、変更申請の受理、変更の決定 ④計面相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理、支更の支給	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支援するための法律による自立支援給付の支援の地域生活支援事業を実施する。・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (力介護給財費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理、変更の決定、著有別給付費制制等等的付費、特例分達。 (型特定障害支援を対して、表述、表述、表述、表述、表述、表述、表述、表述、表述、表述、表述、表述、表述、	事前	
令和4年12月28日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	・番号法別表第1の84の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条)・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方・商個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の19の項(同条例施行規則第20条)・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の108、108、110の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、55条の2、55条の3)	・番号法別表第1の84の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方 市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第3条第1項に規定する別表第1の 19の項(同条例施行規則第20条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条 例第3条第1項に規定する法別表第2の108、 109、110の項	事後	
令和4年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の108、109、110の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、55条の2、55条の3) 【提供】 ・同表の8、11、16、20、26、56の2、57、87、108、109、116の項(同命令第7条、10条、12条、14条、19条、30条、31条、44条、55条、55条の2、55条の2)	【照会】 ・番号法別表第2の108、109、110の項 【提供】 ・同表の8、11、16、20、26、56の2、57、87、108、109、116の項	事後	
令和4年12月28日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	福祉部 障害福祉室	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課、障害支援課	事後	
令和4年12月28日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 2所属 長の役職名	障害福祉室課長	障害企画課長、障害支援課長	事後	
令和4年12月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二 丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072- 841-1294	事後	
令和4年12月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 福祉部 障害福祉室	郵便番号573-8666 大阪府校方市大垣内町二 丁目1番20号 担1番20号 健康福祉部 福祉事務所 障害企画 課 072-841-1152 障害支援課 072-841-1457	事後	
令和4年12月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	
令和4年12月28日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	

変更日	項目 変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給及び地生活支援事業と実施する。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①介證給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請決定。②特定障害者特別給付費、計算的受理、変更的治疗者的必要、変更、結果定例。他对支給免定,多种的分型、支給決定。例的,以此、变更相能,可以能付费的。以此、有效、证明、有效、证明、证明、证明、证明、证明、证明、证明、证明、证明、证明、证明、证明、证明、	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援場付の支 を接するための法律による自立支援給付の支 総及び地域生活支援事業を実施する。 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下番号に個 人情報を取り扱う。 ①介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請。の受理、変更申請の受理、変更申請の受理、支給決定 図も協力表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	事後	
令和5年10月24日	Ⅳ. リスク対策	1、提出する特定個人情報保護評価書の種類 [基礎項目評価書] 2、特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスク対策は十分か [十分である] 3、特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か [十分である] 4、特定個人情報ファイルの取扱い委託 [〇]委託しない 5、特定個人情報ファイルの取扱い委託 [〇]委託しない 5、特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分 [十分である] 6、情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分 [十分である] 6、情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [十分である] 7、特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分 か [十分である] 7、特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分 か [十分である] 7、特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分 か [十分である] 8、監査 実施の有無 [〇]内部監査 9、従業者に対する教育・啓発 [十分行っている]	1、提出する特定個人情報保護評価書の種類 [基礎項目評価書] 2、特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスク対策は十分か [十分である] 3、特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か [十分である] 6、情報のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か [十分である] 5、特定個人情報ファイルの取扱い委託 [十分である] 6、情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [十分である] 6、情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [十分である] 7、特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消力への対策は十分か [十分である] 7、特定個人情報の保管・消力への対策は十分が [十分である] 7、特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消力への対策は十分が [十分である] 8、監査 実施の有無 [〇]内部監査 [○]の監査 [○]、従業者に対する教育・啓発 [十分行っている]	事前	